

# 行政行為における裁量(1)

(百選「I-75」～「I-79」)

## 問題 001

農地に関する賃借権の設定移転についての村農地委員会の承認は、法律がその承認についてなんら客観的な基準を定めていないのであるから、当該承認は行政庁の自由裁量に属すると解するを相当とする。

### 001 解答：誤り

法律の目的に必要な限度においてのみ行政庁も承認を拒むことができるのであって、自由な裁量に委せられているのではないとした。(I-75)

## 問題 002

農地に関する賃借権の設定移転について、村農地委員会が農地調整法の趣旨に反して承認を与えないのは違法である。

### 002 解答：妥当である。(I-75)

### 問題 003

一般旅客自動車運送事業(タクシー事業)における運賃変更の認可について、道路運送法に定める基準に適合するか否かの行政庁の判断は、専門技術的な知識経験と公益上の判断を必要とし、ある程度の裁量的要素があることを否定することはできない。

**003 解答**：妥当である。(I - 76)

### 問題 004

一般旅客自動車運送事業(タクシー事業)における運賃変更の認可について、通達の定める平均原価方式により算定された額と異なる運賃額を内容とする運賃の設定又は変更の認可申請があった場合は、通達の基準を強制し、事業者間の価格競争が行われないようにしなければならない。

**004 解答**：誤り

通達の基準を強制し、価格競争を認めないとしているわけではなく、個別に審査判断すべきであるとした。

(I - 76)

## 問題 005

一般旅客自動車運送事業(タクシー事業)における運賃変更の認可について、通達の定める基準を下回る申請がされた場合に、行政庁が個別に審査判断するに足りるだけの資料の提出がないとして、当該申請を却下決定することは、その裁量権を逸脱するものではなく、又はこれを濫用した違法はない。

**005 解答**：妥当である。(I - 76)

## 問題 006

学校施設は、一般公衆の共同使用に供することを主たる目的とする道路や公民館等の施設とは異なり、本来学校教育の目的に使用すべきものとして設置され、それ以外の目的に使用することを基本的に制限されていることからすれば、学校施設の目的外使用を許可するか否かは、原則として、管理者の裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。

**006 解答**：妥当である。(I - 77)

## 問題 007

学校施設の目的外使用の許可について、学校教育上支障がないからといって当然に許可しなくてはならないものではなく、合理的な裁量判断により使用許可をしないこともできる。

**007 解答**：妥当である。( I - 7 7 )

## 問題 008

学校施設の目的外使用の許可について、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法審査においては、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。

**008 解答**：妥当である。( I - 7 7 )

## 問題 009

市教育委員会が行った学校施設の目的外使用の不許可処分について、重視すべきでない考慮要素を重視し、当然考慮すべき事項を十分考慮していないとは認められず、その結果、当該不許可処分は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものということとはできない。

### 009 解答：誤り

重視すべきでない考慮要素を重視し、当然考慮すべき事項を十分考慮しておらず、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものということができるとした。  
( I - 7 7 )

## 問題 010

市町村長が行う汚物取扱業の許可は、清掃法の目的と当該市町村の清掃計画とに照らし、市町村がその責務である汚物処理の事務を円滑完全に遂行するのに必要適切であるかどうかという観点からこれを決すべきものであり、市町村長の自由裁量に委ねられているものと解することはできない。

### 010 解答：誤り

自由裁量に委ねられているものとした。( I - 7 8 )

## 問題 011

市町村長が既存汚物取扱業者に対して汚物取扱業の許可を与えなかったことは、市町村長の正当な裁量の範囲内にとどまるものというべきであり、業者の浄化槽清掃に関する過去の営業実績が無に帰することになったとしても、その一事をもってしては、いまだ当該処分裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと断ずることはできない。

**011 解答**：妥当である。(I - 78)

## 問題 012

東京都知事が行った都市計画決定は、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠ではあるが、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量にゆだねられているとまではいえない。

**012 解答**：誤り

行政庁の広範な裁量にゆだねられているとした。  
(I - 79)

## 問題 013

東京都知事が行った都市計画決定の適否についての司法審査基準は、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法となる。

**013 解答**：妥当である。( I - 7 9 )